



資源物集団回収報奨金交付制度の概要

町では、廃棄物の再生利用の促進と減量化を図ることを目的とし、資源物の集団回収に協力した団体に報奨金を交付しております。ぜひ、地域の皆さんで資源物集団回収を実施してみたいかでしょうか。報奨金制度の内容等は次のとおりとなります。

◆報奨金制度の内容

- **交付金対象団体**……………資源物を地域で集団回収し売却する団体
(営利を目的としない団体に限ります)
- **協力団体登録**……………資源物集団回収団体届出書を町に提出してください。
町ホームページからダウンロードできます。
右記QRコードをご参照ください。
- **報奨金の交付申請**……………資源物集団回収売却実績報告書を実施ごとに提出してください。
- **報奨金の交付額**……………集団回収して売却した重量 1kgにつき 5円を交付します。
※報奨金の受領は口座振替となります。
- **交付時期**……………4半期ごとに年4回交付します。
- **資源物の種類**……………びん、缶、ペットボトル、古紙(新聞、雑誌、段ボール等)、
古布(衣類、毛布等)



◆団体登録から報奨金交付までの流れ

